

(4) 滋賀、びわ湖両公社の経営問題と農林公庫の対応

近年林業公社の経営問題がクローズアップされるようになっており、平成19年度には、(社)滋賀県造林公社及び(財)びわ湖造林公社から特定調停の申し立てが行われた。そこで、林業公社問題の特徴的事例として両公社の経営問題の概要と農林公庫の対応等についてふれる。

①(社)滋賀県造林公社及び(財)びわ湖造林公社の概要

(社)滋賀県造林公社は、琵琶湖下流域の経済発展に伴い水資源を安定的に確保する必要があったことから、昭和40年4月に滋賀県、県内市町村等及び淀川下流の8地方公共団体によって設立された森林整備法人で、昭和47年度までに7,000ha以上の植林を行ってきた。同年、「琵琶湖総合開発特別措置法」が制定され、以後の造林事業は滋賀県が昭和49年3月に設立した(財)びわ湖造林公社に引き継がれることになった。(財)びわ湖造林公社は平成元年度までに12,000ha以上の植林を実施してきた。

②両公社の経営悪化とその後の経緯、農林公庫の対応

ア 経営の悪化と経営改善計画策定に向けた支援

他の公社同様、当初見込んでいた材価が実現困難と思われるようになったこと等から、滋賀県は「低利資金への借り換えや経費の削減、県からの貸付金の無利子化」(*)等の措置を講じてきた。

(*)平成17年9月7日付け朝日新聞コラム「私の視点」欄における國松滋賀県知事(当時)の発言。

農林公庫では、平成9年度、12年度の2回にわたり「長伐期施業」への転換に必要な林業経営安定資金(施業転換)を融資し、既存資金の借り換えによる支援を行った。

平成16年度に、両公社から「公社運営について抜本的な見直しが必要である」との申し

出を受け、農林公庫は、(社)滋賀県造林公社の社員に琵琶湖下流の地方公共団体が含まれており、これらの下流団体を含めて検討が行われるという本件の特殊性等に鑑み、経営改善計画の策定に必要な期間として、平成17年度及び18年度の約定元利金の償還猶予措置を講じた。

イ 特定調停の申し出とその後の経緯

(社)滋賀県造林公社では、下流団体を含む経営改善検討会議が平成17年1月に設置され、経営改善計画の検討が行われてきた。しかし平成18年度末までに計画が策定されなかったことから、平成19年4月以降延滞が発生し、平成19年10月には延滞発生後6ヶ月を経過、未入金期間が2年半に及ぶ異常な状態となった。平成19年11月に両公社の理事会において、農林公庫を含めた債権者に対し債権放棄要請を含む特定調停の申し立てを行うことが決定された。延滞が6ヶ月を超える中で、速やかな延滞解消が見込めないことから、平成19年11月、農林公庫はやむなく全額繰上償還の請求に踏み切った。

特定調停は、滋賀県、農林公庫及び淀川下流の地方公共団体等の債権者を相手方として行われ、分取造林事業による伐採収入で賄える分を分割返済とし、各債権者に6~7割程度の債権カットを求める内容であった。農林公庫は滋賀県との間で損失補償契約を締結しており、滋賀県が損失補償を履行した後は、滋賀県へ公社債権の譲渡を行うことになっている。したがって、両公社との間で債権カット等の協定を行うべき立場にあるのは滋賀県であって、公庫としてはこれを論ずべき立場にないとの主張を行った。

平成20年6月に至り、特定調停の場で、滋賀県から農林公庫債権の重疊的債務引受の提案が行われた。この提案は債権の正常化に資するものであることから、農林公庫はこ

の提案に同意し、同月、両公社への債権について、両公社及び滋賀県との間で、県議会での本件に伴う予算の議決を停止条件とする重畳的債務引受契約を締結した。

しかし、平成20年7月に総務省から滋賀県に対し、「地方公共団体が法人の債務を重畳的に引き受けることは、『法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律』（昭和21年法律第24号）第3条で禁止されている保証契約に相当するものと解されるため、違法の疑いがある」との「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言があったことから、予算の議決は行われず、停止条件は成就しなかった。

滋賀県で、総務省の技術的助言を踏まえて検討が進められた結果、平成20年8月に滋賀県から公庫債権の免責的債務引受の要請があった。農林公庫はこれに同意し、同月、両公社及び滋賀県との間で、県議会での本件に伴う予算の議決を停止条件とする免責的債務引受契約を締結した。この契約は同年9月4日の県議会における予算の議決により発効した。

なお、債務引受と併せて、全額繰上償還請求前の条件への復帰を柱とする貸付条件変更を行っている。

(5) 林業公社問題に関する国会での議論

滋賀、びわ湖の両公社の問題について、平成20年4月22日に行われた第169回国会 衆議院決算行政監視委員会第三分科会において、民主党からの質問に当公庫総裁が答弁している。民主党の質問は、両公社だけでなく公社問題全般に及んでいることから、副大臣、林野庁長官の答弁等も含め資料として全文を第2部巻末に掲載した。

既に県行造林事業に統合した林業公社も見られるが、多くの公社は今後のあり方について、母体で

ある県等を交えて継続的に検討を行っている段階にある。

森林・林業を取り巻く環境に変化の兆しが見えつつある今、国民の共有財産である森林を守り育てるため、国及び県とともに、今後も林業公社に対する支援を継続していく必要がある。